

令和5年度第2回多摩市特別職報酬等審議会議事録（要点筆記）

1 日時 令和5年9月28日（木）午後5時50分から

2 会場 多摩市役所 特別会議室

3 出席者 9名（委員数9名）

出席者

齋藤 健治 齋藤 裕美 四田 秋雄 田村 清太郎 田丸 陽子

原 義彦 馬場 政宏 引地 毅 平野 紀美子

欠席者

なし

事務局

藤浪 裕永（総務部長） 森合 正人（人事課長）

佐藤 麻由美（人事課給与・厚生係長） 田中 洸希（人事課主事）

山本 保代（議会事務局次長） 横堀 達之（下水道課長）

4 開会

会長より開会の宣言がなされた。

5 第1回審議会議事録について

会長から、議事録について各委員に意見を求めたところ、内容について異論がないことが確認された。

6 議事録署名委員の指名

議事録署名委員に田村清太郎委員及び田丸陽子委員が指名された。

7 特別職の報酬について

事務局から議員と下水道事業管理者の職務についての説明と追加配布資料に関する説明がされた。

会長が特別職の報酬等について審議を求めたところ、以下の質疑・意見が出された。

委員 : 議会事務局のホームページで市民の皆さんの政策要望等を受けているようだが、多摩市の陳情・請願の経年の件数の推移について伺いたい。

事務局 : 平成30年度からの推移を説明すると、陳情については平成30年度が13件、令和元年度が21件、令和2年度が21件、令和3年度は19件、令和4年度は17件で、20件程度で推移している。また、請願はなく、政策提案は令和2年度、令和3年度にそれぞれ1件ずつであった。

委員 : 陳情・請願の推移で議員と市民のつながりについて見えてくるものがあるのではないかと思ひ質問した。ほぼ変化がないとのこと承知した。

- 会長 : 下水道事業管理者の説明の中で、大雨警報が発令された際は休みの日でも出勤が必要とのことだったが、実際には年間どの程度出勤しているのか。
- 事務局 : 週休日・休日等に出勤するのは年によって差はあるが、多い年で4、5日程度である。
- 委員 : 具体的に、どのような人が下水道事業管理者を勤めているのか。
- 事務局 : 現在の下水道事業管理者は、土木職の元職員で、下水道課での勤務実績があり、都市整備部長を務めた業務に精通した人物である。
- 会長 : 下水道事業管理者と下水道課の職員の関係はどういったものなのか。
- 事務局 : 下水道事業管理者が下水道課の指揮監督権限を持っているため、下水道事業管理者の業務命令のもとに下水道課職員が業務にあたっている。
- 委員 : 資料7-2の全国の下水道関係の事業管理者の一覧を見ると、水道事業を兼ねているところが多いが、多摩市はなぜ下水道事業のみを公営企業化しているのか。
- 事務局 : 上下水道事業は原則として基礎自治体が行う事業であるが、東京都内については、東京都が水道事業を一括して管理しているため多摩市では水道事業を行っていない。また、公営企業化している理由は独立採算制を高めるためである。多摩市はニュータウン開発の関係で整備した施設を引き継いだため、もともと独立採算に近い部分があった。そのため、国の方向性にも沿った形で他自治体よりも先行して官庁会計から分離して公営企業会計を導入し、機動的な対応をしている。
- 会長 : 都内では多摩市だけが東京都から外れて下水道事業管理者を設置しているということか。
- 事務局 : 東京都が広域的に管理しているのは上水道のみで、下水道事業は各自治体が行っている。現在、人口3万人以上の自治体は基本的には地方公営企業法の一部適用はしており、全部適用をしているのが、都内では多摩市と羽村市。羽村市は多摩市と同様に下水道事業管理者を設置しているが、条例により管理者の権限を市長が行っている。その他の一部適用の自治体は管理者の設置はしていない。
- 委員 : 下水道事業管理者の任命権者は誰か。
- 事務局 : 市長である。
- 委員 : 下水道事業管理者の大雨や台風対応以外の職務内容について具体的に伺いたい。
- 事務局 : 各種計画の策定や施設の更新、執行管理、一般会計と同様に予算原案の作成や決算のまとめ、下水道事業の経営状況の把握や市の経営会議への出席、下水道関連団体（東京都や他自治体）との調整などである。
- 委員 : 全国的にも珍しい下水道事業管理者であるが、ニュータウン開発時に整備された施設が多くメンテナンスが大変なので、その対応を行っているという認識で間違いはないか。
- 事務局 : そのとおり。ニュータウン開発時には公営企業化の話はなかったが、平成29年4月に法の全部適用を行い、管理者を設置して諸課題の対応に取り組んでいる。下水道施設の標準耐用年数は50年程度とされており、ニュータウン開発時に整備した施設の更新時期をいちどきに迎えることは大きな課題である。
- 会長 : 特別職の報酬について考える際、市の財政状況についてはどのように考えるべきか。財政状況がよいから特別職の報酬を上げる、または財政状況が悪いから特別職の報酬を下げるということなのか。事務局が財政状況を説明した意味を教えてください。
- 事務局 : 多摩市では、特別職の報酬を決める際には、都内の他市の状況や東京都人事委員会勧告、

市民生活の状況や社会情勢、市の財政状況などを総合的に考慮して審議していただいている。財政状況は一つの指標になるが、財政状況が良いから報酬を上げるということではなく、他の要素も加味して最終的には判断していただきたい。

委員 : 資料16の46ページの表で、財政状況が健全といえる自治体とあまり健全とはいえない自治体で報酬等の差はあるのか。

事務局 : どの自治体でも特別職としての責務責任に大きな違いはない。また、財政状況と特別職の報酬に相関関係があるとは考えていない。

委員 : 他に良い指標がないかと考えてみたが難しい。事務局として、都人勸や財政状況以外に報酬を決める指標があれば伺いたい。

事務局 : 前述した指標以外の指標は、現時点では特にない。

会長 : 決められた指標がないからこそ、この審議会で議論する必要があるだろう。

8 次回開催日程の確認

第3回開催 令和5年10月31日(火) 午後1時より

9 閉会

以上で、すべての日程を終了したので、午後7時に会長は閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証明するため、会長及び議事録署名人において、次に記名押印する。

令和5年10月31日

会 長

齋藤 裕美

議事録署名人

日村 清太郎

議事録署名人

田丸 陽子